

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
（短期利用共同生活介護）

重要事項説明書

（ 令和 7年 6月改定 ）

医療法人 健康会

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム いしかわ 重要事項説明書

1. 設 置 者

法 人 名 医療法人 健康会
法人所在地 愛媛県四国中央市上分町732番地1
電 話 番 号 0896-59-2215
代表者氏名 理事長 石 川 繁 一

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
介護保険指定番号 四国中央市 3891300166号
指 定 年 月 日 平成25年3月4日 指定

(2) 事業所の目的 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むための必要な居室及び共用施設等を利用いただき、（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 グループホーム いしかわ

(4) 施設の所在地 愛媛県四国中央市上分町861番地20

(5) 電 話 番 号 0896-58-0065
F A X 番 号 0896-58-0375

(6) 管 理 者 氏 名 野村 雅敏・森安 あけみ

(7) 当事業所の運営方針 比較的軽度の認知症利用者が、「ゆっくり」「楽しく」「いっしょに」をモットーに、共同生活を送る中で自己の役割を認識し実行することにより、認知症の改善と進行の防止を図り、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

(8) 開設年月 平成16年4月1日(平成25年4月1日事業承継)

(9) 施設の概要
敷地 1,258㎡
建物構造 鉄骨 2階建(耐火建築物)
延べ床面積 1階 34.20㎡
2階 813.63㎡

(10) 利用定員 18人(2ユニット)

(11) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備を用意しています。
利用される居室は、全室個室です。

居室・設備の種類	室数	備 考
※ 居室(1人部屋)	18室	約10.26㎡(内法) ベッド、押入
※ リビング・調理室・食堂	2室	約94.69㎡
※ 浴室・脱衣室	2室	約 9.40㎡
洗濯・乾燥室	2室	約 9.75㎡ 洗濯機・乾燥機 等
事務室	1室	約21.60㎡
面談室	1室	約 9.60㎡
その他の設備		冷蔵庫、電子レンジ、食器乾燥機、 電気ポット、テレビ・ビデオ、火災 感知器 等

(注) 1室の面積を記載している。

- ① 上記※は、厚生労働省が定める基準により指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備等です。

この施設・設備の利用にあたり、利用者の特別負担費用はありません。

- ② 居室の変更で利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります、その際は、利用者やその親族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置・勤務体制

当事業所では、利用者に対して、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 管 理 者	1 名 (1 ユニット)
2. 計画作成担当者	1 名 (1 ユニット)
3. 介 護 職 員 (夜勤者も含む)	日中 3 : 1 (1 ユニット)
4. ※ 看 護 職 員	1 名

※看護職員は、同法人 訪問看護ステーションいしかわとの契約で訪問する職員です。
 日常的健康管理や、状態悪化時には主治医との連絡調整をします。(24 時間対応)

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制 (1 ユニット)
1. 管理者 (介護職兼務・デイ管理者兼務)	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 1 名
2. 計画作成担当者 (介護職兼務)	1 名
3. 介護職員 (夜勤者も含む)	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 ① 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 1 名 日勤 ② 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名 遅出 ③ 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 1 名 夜勤 ④ 1 7 : 0 0 ~ 9 : 0 0 1 名 ※感染症や災害時などは状況に応じた配置を行います。

(1) 介護職員 …… 利用者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
 日中 3 名の利用者に対して、1 名の介護職員を配置しています。

(2) 夜勤職員 …… 夜間帯のトイレ誘導、巡回、見守り等を行うとともに、緊急時に適切な対応を行います。夜勤職員 1 名を配置しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金等

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ◆ 利用料金が介護保険から給付される場合
- ◆ 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（利用契約書 第4条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。（所得により8割・7割の場合もあります）

<サービスの概要>

① 食 事

- ・ 利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して作成された献立表に基づき、利用者の自立支援のため、可能な範囲で利用者・職員等で共同で調理や配膳・片付け等をして、食堂にて食事をとっていただきます。

（食事時間）	朝 食	7：00 ～
	昼 食	12：00 ～
	夕 食	17：00 ～

② 入 浴

- ・ 入浴または清拭を週2回～3回行います。

③ 排 泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健 康

- ・ 利用者の健康管理を行います。
- ・ 協力医療機関・同法人病院との連携を計ります。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ できない部分を援助し、自立的に生活できるよう援助します。
- ・ 身体機能の低下を防止するよう援助します。
- ・ 利用者またはその親族等からの如何なる相談についても、誠意を持って応じ可能な限り必要な援助をします。

<サービス利用料金（1日あたり）>（利用契約書 第9条）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じて異なったサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額：通常はサービス利用料金の1割ですが、所得により2割若しくは3割の負担になる場合もあります）をお支払いいただきます。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス費 ＜短期利用以外＞

＜１割負担の場合＞

要 介 護 度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金 （認知症対応型共同生活介護Ⅱ）	7,490 円	7,530 円	7,880 円	8,120 円	8,280 円	8,450 円
2. サービス利用料に係る 自己負担金 （1割負担の場合）	749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円
3. 医療連携体制加算Ⅰハ		37 円				
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円					
5. 合計（2＋3＋4）	767 円	808 円	843 円	867 円	883 円	900 円

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（１ヶ月合計サービス利用料×**17.8%**）

＜２割負担の場合＞

要 介 護 度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金 (認知症対応型共同生活介護Ⅱ)	7,490 円	7,530 円	7,880 円	8,120 円	8,280 円	8,450 円
2. サービス利用料に係る 自己負担金 (2割負担の場合)	1,498 円	1,506 円	1,576 円	1,624 円	1,656 円	1,690 円
3. 医療連携体制加算Ⅰハ		74 円				
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	36 円					
5. 合計 (2 + 3 + 4)	1,534 円	1,616 円	1,686 円	1,734 円	1,766 円	1,800 円

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（１ヶ月合計サービス利用料×**17.8%**）

＜３割負担の場合＞

要 介 護 度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金 (認知症対応型共同生活介護Ⅱ)	7,490 円	7,530 円	7,880 円	8,120 円	8,280 円	8,450 円
2. サービス利用料に係る 自己負担金 (3割負担の場合)	2,247 円	2,259 円	2,364 円	2,436 円	2,484 円	2,535 円
3. 医療連携体制加算Ⅰハ		111 円				
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	54 円					
5. 合計 (2 + 3 + 4)	2,301 円	2,424 円	2,529 円	2,601 円	2,649 円	2,700 円

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（１ヶ月合計サービス利用料×**17.8%**）

【その他の加算】

- ・生活機能向上訓練加算・・・1ヶ月 自己負担金 200 円
(2 割負担者：400 円 3 割負担者 600 円)
- ・口腔衛生管理体制加算・・・1ヶ月 自己負担金 30 円
(2 割負担者：60 円 3 割負担者 90 円)
- ・口腔・栄養スクリーニング加算・・・6ヶ月 1 回 自己負担金 20 円
(2 割負担者：40 円 3 割負担者：60 円)
- ・栄養管理体制加算・・・1ヶ月 自己負担金 30 円
(2 割負担者：60 円 3 割負担者：90 円)
- ・科学的介護推進体制加算・・・1ヶ月 自己負担金 40 円
(2 割負担者：80 円 3 割負担者：120 円)
- ・入居後 1 ヶ月間は、初期加算として自己負担金 1 日 30 円
(2 割負担者：60 円 3 割負担者：90 円)

※30 日を越える入院後に再び当グループホームに入居した場合も初期加算として自己負担金として 1 日 30 円 (2 割負担者：60 円 3 割負担者：90 円) をいただきます。

- ・協力医療機関連携加算Ⅰ・・・1ヶ月 自己負担金 100 円
(2 割負担者：200 円 3 割負担者：300 円)
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・・・1ヶ月 自己負担金 10 円
(2 割負担者：20 円 3 割負担者：30 円)
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ・・・1ヶ月 自己負担金 5 円
(2 割負担者：10 円 3 割負担者：15 円)
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・1ヶ月 自己負担金 10 円
(2 割負担者：20 円 3 割負担者：30 円)

- ・合意に基づき、利用者が看取り介護を受け死亡した場合には、死亡以前 31 日～45 日以下については一日につき 72 円 (2 割負担者：144 円 3 割負担者：216 円) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日につき 144 円 (2 割負担者：288 円 3 割負担者：432 円) を、死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 680 円 (2 割負担者：1,360 円 3 割負担者：2,040 円) を、死亡日については 1 日につき 1,280 円 (2 割負担者：2,560 円 3 割負担者 3,840 円) を死亡月に加算します。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス費 <短期利用共同生活介護費>

< 1 割負担の場合 >

要 介 護 度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金 (認知症対応型共同生活介護Ⅱ)	7,770 円	7,810 円	8,170 円	8,410 円	8,580 円	8,740 円
2. サービス利用料に係る 自己負担金 (1 割負担の場合)	777 円	781 円	817 円	841 円	858 円	874 円
3. 医療連携体制加算Ⅰハ	37 円					
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円					

5. 合計（2 + 3 + 4）	795 円	836 円	872 円	896 円	913 円	929 円
------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（1ヶ月合計サービス利用料×17.8%）

<2割負担の場合>

要 介 護 度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金 (認知症対応型共同生活介護Ⅱ)	7,770 円	7,810 円	8,170 円	8,410 円	8,580 円	8,740 円
2. サービス利用料に係る 自己負担金 (2割負担の場合)	1,554 円	1,562 円	1,634 円	1,682 円	1,716 円	1,748 円
3. 医療連携体制加算Ⅰハ	74 円					
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	36 円					
5. 合計（2 + 3 + 4）	1,590 円	1,672 円	1,744 円	1,792 円	1,826 円	1,858 円

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（1ヶ月合計サービス利用料×17.8%）

<3割負担の場合>

要 介 護 度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金 (認知症対応型共同生活介護Ⅱ)	7,770 円	7,810 円	8,170 円	8,410 円	8,580 円	8,740 円
2. サービス利用料に係る 自己負担金 (3割負担の場合)	2,331 円	2,343 円	2,451 円	2,523 円	2,574 円	2,622 円
3. 医療連携体制加算Ⅰハ	111 円					
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	54 円					
5. 合計（2 + 3 + 4）	2,385 円	2,508 円	2,616 円	2,688 円	2,739 円	2,787 円

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（1ヶ月合計サービス利用料×17.8%）

- ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。【下記（2）①参照】
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（利用契約書 第5条）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食 材 料 費 ・ ・ ・ 51,000円／1ヶ月（30日）

1日：1,700円

朝食： 440円 昼食（おやつ代込み）：600円 夕食：660円

※ 前日までに欠食届の提出があれば、1食単位で利用料より減額します。

②家賃・・・（入居者） 40,000円／1ヶ月
（短期利用者） 1,400円／1日

③水道光熱費・・・（入居者） 11,220円／1ヶ月
（短期利用者） 410円／1日

④共益費・・・（入居者） 6,000円／1ヶ月
（短期利用者） 200円／1日

※入居者の②～④に関しては、月の途中の入・退居は日割計算とさせていただきます。

※入居者入院中・・・③④に関しては全額実費とさせていただきます。

※短期利用者が入院中の入居者の部屋を借りた場合、入居者の家賃は発生しません。日割計算とさせていただきます。その間の家賃支払いは短期利用者のみとなります。

⑤おむつ代・・・実費

⑥理美容代・・・実費

⑦レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金・・・実費（材料代、交通費等）

⑧複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合・・・実費

⑨ 請求書・領収書の再発行

請求書と領収書の再発行は致しません。どうしても必要な場合は、再発行代金1枚50円（税別）を頂きます。

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（利用契約書 第9条）

前記（2）①から⑧の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算して請求しますので、特別な事情のない限り、翌月25日までに以下の方法でお支払い下さい。

但し、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割計算した金額とします。

（４）利用の中止、変更、追加（利用契約書 第１０条）

- ① 利用予定期間の前に、利用者の都合により（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。
但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合にはこの限りではありません。
 - ◆ 利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・無 料
 - ◆ 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合・・・給食原材料費の実費
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ④ 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

（５）連帯保証人（利用契約書 第２６条）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 100 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

５．サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ① 厳禁物：刃物等及びこれに類する危険物
- ② 火災の発生する恐れのある器具等
- ③ その他：仏壇（位牌は可）、冷蔵庫、机等のベッドサイドに置けない大きな物
- ④ 動物：小動物を含む一切の生き物

（２）施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意、または不注意により施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担で現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤ 事業所内での喫煙はできません。

(3) 来訪・面会

面会は、概ね午前9時～午後8時ですが、時間外でも事前にご連絡をいただければ面会できます。

尚、面会の際は、グループホーム事務所前の面会受付表にご記入願います。

※コロナ等の状況により変動します。

(4) 外泊・外出

外泊・外出の際には必ず「外泊・外出・食止 届出書」を提出すること。

(なるべく事前にお申し出下さい。)

※コロナ等の状況により変動します。

(5) 所持品の管理

利用者ご本人が管理されることが原則です。

(6) 現金等の管理

おむつ代・理美容代・診察代・薬代などの目的の現金や介護保険証・健康保険証に関しては、親族から依頼があればお預かりして領収書・預り証を発行し事務所内の金庫で保管・管理します。現金に関しては出納記録を毎月初めに報告します。しかし、その他の現金や貴重品の管理は行いません。

(7) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

①設置主体

医 療 機 関 の 名 称	医療法人 健康会 石川クリニック
所 在 地	愛媛県四国中央市上分町732番地1
診 療 科	外科、内科

②協力医療機関

医 療 機 関 の 名 称	社会医療法人 石川記念会 H I T O病院
所 在 地	四国中央市上分町788番地1

③協力歯科医療機関

医 療 機 関 の 名 称	坂歯科
所 在 地	四国中央市川之江町1856番地12

6. 損害賠償について（利用契約書 第16条）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から1年間（短期利用共同生活介護は6ヶ月間）ですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に1年間（短期利用共同生活介護は6ヶ月間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

但し、以下の事項に該当するに至った場合には、契約は終了します。

（1）利用者からの解約・契約解除の申し出

（利用契約書 第20条、第21条、第23条）

利用契約有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1日前までに解約届出書を提出ください。

但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ② 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ③ 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業所もしくはサービス従事者が、故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

（2）事業所からの契約解除の申し出（利用契約書 第24条）

事業所は、利用者に対し次に該当場合は、契約を解約・解除し終了することができます。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援1と判断された場合
- ③ 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これを支払わない場合
- ⑥ 利用者が故意または重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ⑦ 入居利用者は入院期間が10日を超えた場合。短期利用者は入院した場合。
- ⑧ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）サービスの提供を超え、対応困難と判断された場合
- ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用させることができない場合

（3）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業所の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状況からみて必要な場合には、主治医と連携のうえ、利用者及びその親族者等から聴取・確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者またはその親族等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業所及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはその親族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
また、職員でなくなった後においても同様とします。
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

9. （虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者や擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

10. 事故発生時の対応

事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、保護者、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 緊急時の対応

介護従事者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

12. 災害時の対応

事業所は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し非常災害対策に関する取り組みを行います。

13. 苦情の受付について (利用契約書 第27条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付窓口（担当者） 管 理 者 野村 雅敏
管 理 者 森安 あけみ

- ② 受 付 時 間 毎週 月曜日 ～ 日曜日
9：00～18：00
また、苦情受付ボックスを設置しています。

- ② 第三者委員
- | | |
|----------------------|-------------------|
| 高橋 功（元四国中央市民生児童委員） | （電話 0896-58-3001） |
| 山崎 八重子（元四国中央市民生児童委員） | （電話 0896-56-3304） |

14. 行政機関及び関連機関

- ◆ 居宅介護支援事業所 いしかわ
所 在 : 四国中央市上分町7 1 6 番地2
電 話 : 0 8 9 6 - 5 8 - 6 0 0 5
- ◆ 四国中央市役所 介護保険課
所 在 : 四国中央市三島宮川4 丁目6 番5 5 号
電 話 : 0 8 9 6 - 2 8 - 6 0 2 5
- ◆ 愛媛県国民健康保険団体連合会
所 在 : 愛媛県松山市高岡町1 0 1 - 1
電 話 : 0 8 9 - 9 6 8 - 8 8 0 0

15. 提供するサービスの第三者評価受審状況について

実施の有無	有
実施年月日	令和6年2月16日
実施した評価機関の名称	愛媛県社会福祉協議会
評価結果の開示状況	有

16.（感染症対策の強化）

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行うものとする。

17.（業務継続計画に向けた取り組みの強化）

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練の実施を行うものとする。

18.（ハラスメント対策の強化）

事業所は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

19.（身体的拘束等の適正化）

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （１）利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- （２）身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

令和 年 月 日

＜ 事 業 所 ＞ 愛媛県四国中央市上分町８６１番地２０
医療法人 健康会
グループホーム いしかわ

説明者職名 _____

氏 名 印

＜ 利 用 者 ＞ 住 所 (〒)

氏 名 (印)

＜契 約 者＞ 住 所 (〒)

氏 名 (印)

【利用者との続柄： 】

＜連帯保証人＞ 住 所 (〒)

氏 名 (印)

【利用者との続柄： 】

＜ご家族代表者＞ 住 所 (〒)

氏 名 (印)

【利用者との続柄： 】